

香川県アマチュアゴルフ選手権予選競技

開催日：平成24年4月12日(木)
開催コース：こんぴらレイクサイドゴルフ倶楽部

主催 香川県ゴルフ協会
共催 四国ゴルフ連盟
後援 四国新聞社

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (C)1b』を適用する。(ゴルフ規則 175ページ参照)

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (C)1a』を適用する。(ゴルフ規則 174ページ参照)

5. 競技終了時点

本予選競技は、競技委員会の作成された成績表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I (C)5b』を適用する。(ゴルフ規則 179ページ参照)

7. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則6-8b、c、dに従って処置すること。

(2) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間でいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に定められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則 6-8b注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

a. 通常のプレー中断：競技委員を通じて競技者に連絡する。

b. 陰悪な気象状況に：競技委員を通じて競技者に連絡する。
よる即時中断

c. プレーの再開：競技委員を通じて競技者に連絡する。

8. 移動

本競技では、プレーヤーのゴルフカートの使用および乗車を認める。但し、ゴルフカートはプレーヤーの携帯品の一部とする。

(1) 1台のカートを共有する場合は、そのカートとカート上の全てのものは、球との関連で問題を生じた場合、その球の持ち主であるプレーヤーの携帯品とみなす。但し、そのカートを共有するプレーヤーの1人が運転(操作)していたときは、カートを運転(操作)していたプレーヤーの携帯品とみなす。

(2) プレーヤー以外(又はプレーヤーの指名の人以外)のカートのプレー中(正規のラウンド中)の運転(操作)を禁止する。

9. キャディー

正規のラウンド中、競技者のキャディー使用は禁止する。

この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (C)2』を適用する。(ゴルフ規則 177ページ参照)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ラテラル・ウォーターハザードは赤線または、赤杭をもってその限界を標示する。
杭と線が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 排水溝、距離標示杭は動かさない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
6. 場内整理用の縄張施設は動かせる障害物とする。
7. パッティンググリーンに近接する動かせない障害物について、『ゴルフ規則付 I (B)6』を適用する。
(ゴルフ規則 165ページ参照)
8. 距離計測機器の使用
「本競技において全てのプレーに対してプレーヤーは距離のみを計測する機器を使用して、距離の情報を得ることができる。」
但し、正規のラウンド中にプレーヤーのプレーに影響する可能性のある他の条件、(例えば傾斜・風速・気温など)を計測するためにデザインされた距離計測器を使用した場合、そのような付属の機能を実際に使用したかどうかにかかわらず、プレーヤーは規則14-3の違反となり、競技失格となる。
9. カート道脇の轍・裸地について
カート道に接する轍跡及び裸地は、カート道の一部とみなす。
10. 舗装道路に接する白線内の区域はその道路と同じ扱いとする。すなわち、そのような白線の区域は同一の舗装道路として扱い、1回の処置で罰なしに規則24-2b (i) の救済を受けることができる。
11. 12番ホールにて球がティ前方にあるラテラルウォーターハザードに入った場合は、指定ドロップ区域を使用することができる。
12. クローズド (closed) の標示のある予備グリーンは、プレー禁止の修理地とする。
(『ゴルフ規則付 I (B)2a』規則書155ページ参照)
13. 若木の保護
支えのある若木、そのような若木がスタンスやスイングの区域の妨げとなる場合、その球は罰なしに拾い上げ、ゴルフ規則24-2b (動かさない障害物) の規定に従って、ドロップしなければならない。
例外: (a) 若木以外のものによる障害のためストロークすることが明らかに無理な場合、または (b) その若木による障害が明らかに不合理なストローク、不必要に異常なスタンスやスイング、プレーの方向をとることによってだけ起きるような場合には、プレーヤーはこのローカルルールによる救済を受けることはできない。
(ゴルフ規則 159ページ参照)

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加・変更のある時は、掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. コース内での携帯電話は、許可なく使用を禁止する。

競技委員長 山本 三十四